

富山県カモシカ管理計画（第2期）の概要

1 背景及び目的

本県では、カモシカが里山周辺のみならず市街地においても出没するほどに個体数の回復や生息域の拡大が進んでいると見られる。

また、農作物被害額は、平成11年度は217万円であったものが、平成17年度には1,349万円とピークとなり、平成21年度に「カモシカ被害対策マニュアル」を策定し電気柵等の被害防除を進めてきた。その後、イノシシやニホンジカ等の野生鳥獣による農作物被害対策への意識の高まりもあり、農作物被害額は平成26年度以降、ほとんど報告されていないが、市街地等にも出没するため、社会生活に少なからず影響を与えている。

このため、科学的、計画的な保護管理を実施することにより、県内カモシカ個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害及び生活環境被害の軽減を図ること目的とする。

2 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理の区域 富山県全域

4 現状

- (1) 生息分布 かつて高標高地域のみだったものが県内全域に分布を拡大（カモシカの生息分布の推移参照）
- (2) 被害状況 農作物被害額は、平成26年度以降はほぼゼロとなっているが、家庭菜園での食害、公共施設、住宅地への侵入等の生活環境被害は依然として発生している。

5 管理の目標

(1) 計画の目標

捕獲等も含む防除対策により被害発生を抑制を図る。

(2) 目標達成のための基本的な考え方

防除対策を適切に講じても被害が軽減しない場合や、急峻な地形又は積雪等により防護柵の設置が物理的に困難な場合等、真にやむを得ない場合に限り捕獲等による防除を行う。

6 目標を達成するための施策

(1) 捕獲等以外による被害防除

防護柵による被害防除、また、それが困難な場合には保護地域への移動放獣実施を検討する。保護地域を有しない市町村については、他市町村との間で放獣地点を調整することとし、調整にあたっては必要に応じて県も協力をする。

(2) 捕獲等による被害防除

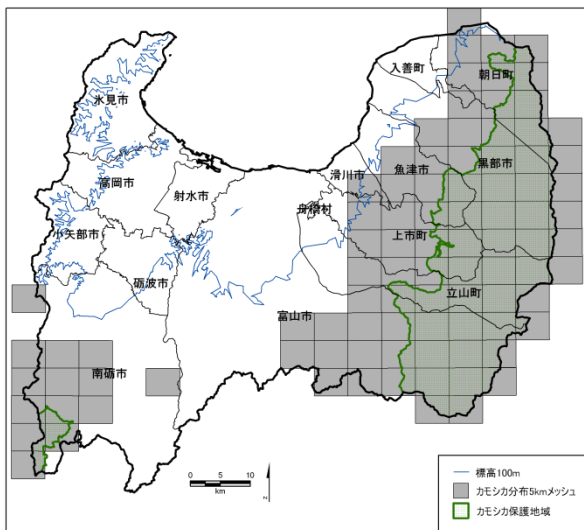
移動放獣を実施してもなお被害が発生する場合、または移動放獣が困難な場合、捕獲等を検討する。捕獲等にあたっては、なわばりを持つというカモシカの習性を考慮し、加害個体あるいはその可能性の高い個体を選択するものとする。

(3) 地域区分

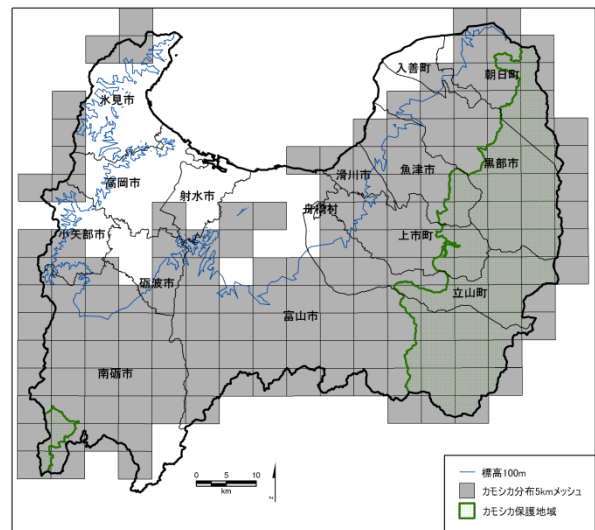
カモシカの生物学的特性や被害形態から地域個体群の安定的な維持を確保しつつ農林業被害及び生活環境被害の減少を図るため、以下の表に従って管理を行うものとする。

地域の名称	位置付け	区域
①保護地域	・三庁合意に基づき設定され、カモシカの捕獲が認められない地域	①北アルプスカモシカ保護地域 ②白山カモシカ保護地域
②防除地域	・地域個体群の安定的な維持のため保護を主体とする領域で、原則として通常の被害防除対策に取り組む地域	鳥獣保護区特別保護地区
③管理地域	・通常の被害防除に取り組んだ上で、やむを得ない場合に限り、捕獲等実施区域を設定して必要最小限の捕獲等が実施可能な地域	上記の保護地域及び防除地域を除く区域

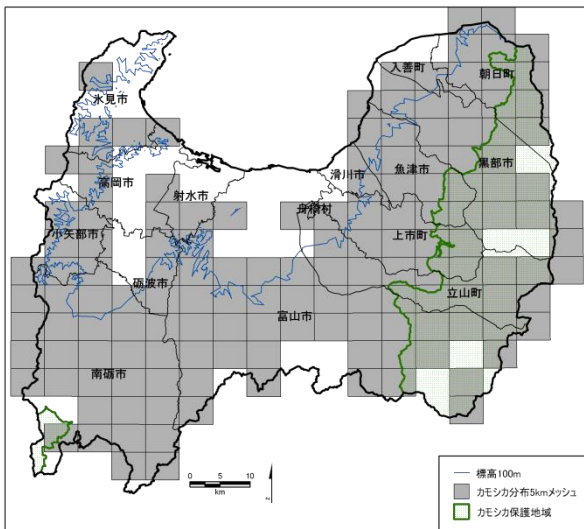
カモシカの生息分布の推移



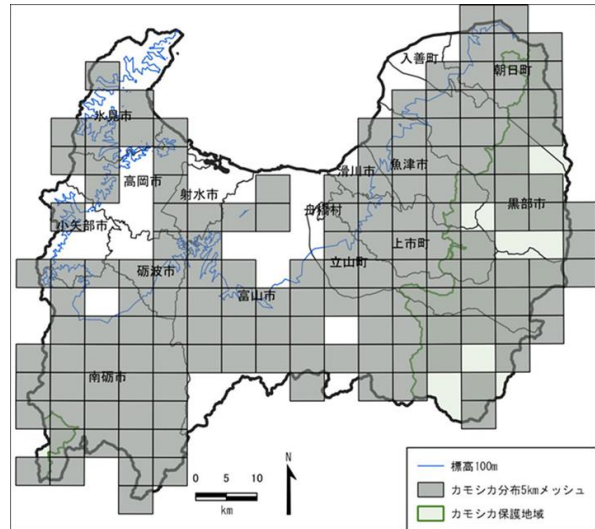
昭和53年度調査



平成15年度調査



平成27年度調査



令和2年度調査*

* カモシカ保護地域内は、北アルプスカモシカ保護地域特別調査及び白山カモシカ保護地域特別調査の結果を用いた。